★ みなさんの「健康な生活」をおてつだいする ★

ねまひば No.124

豊浦町総合保健福祉施設
〒049-5411 豊浦町字東雲町 16-1
TEL 83-2408 FAX 83-2477

今月の担当は
管理栄養士 小林です。

受動喫煙対策 始まってます！

違反した人は 最大30万円 支払うことに…！

4月から、学校・病院・児童福祉施設など、屋外を含めた施設の敷地内が原則禁煙となりました。また、飲食店を含むほとんどの施設で原則屋内禁煙になりました。

受動喫煙対策は「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ことが目的

受動喫煙とは？

他の人が吸っているたばこから出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうこと。たばこの煙にはニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれているので、吸い込んでしまった人にも影響を及ぼします。

受動喫煙の影響は？

乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器疾患やぜんそくの誘発などの原因となります。**特に保護者の喫煙により、子どもの咳やたんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に影響が及ぶこともあります。**その他にも、血圧上昇や心拍数増加、手足のしびれなどさまざまな報告がされています。

～受動喫煙対策として表示される標識～

多くの施設において屋内が原則禁煙となる

※必要な処置を取っていれば喫煙所の設置ができる場合があります。

屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要となる

各種喫煙室の設置がある施設の場合は、屋内でも喫煙が可能です。

施設の事業内容や経営規模への配慮により、施設ごとに各種喫煙室の設置が認められています。

※施設により設置可能条件が異なります。

20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止

喫煙室がある場合、必ず標識が掲示されている

詳しくは、厚生労働省の特設サイトをご覧ください。
「なくそう！望まない受動喫煙。」https：//jyudokitsuen.mhlw.go.jp/